

## 外貨自動積立ご利用規約

### 第1条 適用範囲

この規約は、当行が提供する外貨自動積立（以下「本サービス」という）について定めるものであり、お客さまには、本サービスご利用にあたり、本規約の条項すべてに同意いただくものとします。なお、本規約に別段の定めのない事項については、当行が別途定める他の規約に準じるものとします。

### 第2条 サービスの内容

1. 本サービスは、お客さまが指定された積立日に円普通預金口座から自動的に外貨を購入し、当該外貨と同一通貨建て外貨普通預金口座（以下「取扱口座」という）に預入れるものです。
2. 本サービスにおいて購入することができる通貨は取扱口座に積立てることのできるものとします。
3. 本サービスは期間の定めはありません。

### 第3条 積立設定

1. お客さまは、当行所定の画面にて積立てを行う通貨、積立日、積立金額を指定することにより、当行が別途定める件数を上限として、積立設定の申込みを行うことができます。
2. 積立設定においては、お客さまからの申込みを受けた積立設定（以下、「個別積立設定」という）ごとに当行所定の本人確認を行います。当行は、当該本人確認手続きが完了していることをもって、当該個別積立設定がお客さまご本人によってなされたものとみなします。
3. なお、個別積立設定には当該個別積立設定にかかる外貨と同一外貨建ての取扱口座が必要です。お客さまは個別積立設定の申込みに際してはあらかじめ取扱口座を開設してください。

### 第4条 外貨購入の取扱い

#### (1) 積立日

お客さまは、個別積立設定ごとに、当行所定の積立日のいずれかを指定するものとします。当行は、お客さまが指定した日（以下「積立指定日」という）に、お客さまがあらかじめ指定した金額（以下「積立金額」という）を円普通預金口座

より自動的に引落とし、積立金額相当分の外貨を購入し取扱口座に積立てます。

**(2) 積立金額**

お客さまは積立金額を当行指定の金額の範囲内で指定するものとします。

**(3) 取引レート**

外貨購入にかかる取引レートは当行所定の時点で適用中の為替レートとします。

**(4) 積立購入上限レート**

お客さまは個別積立設定ごとに積立購入上限レートを設定することができます。

**(5) 積立不能日**

当行は本サービスによる外貨購入を行わない日（以下「積立不能日」という）を設定することができるものとします。

**(6) 積立資金の入金期限**

お客さまは当行所定の期限までに積立資金を円普通預金口座に入金するものとします。

**第5条 外貨購入を行わない場合の取扱い**

**(1) 積立不能日**

積立指定日が積立不能日に該当した場合は外貨の購入を行いません。この場合、原則として積立指定日の翌日（翌日が積立不能日の場合は更に翌日）に購入します。

**(2) 引落としができない場合**

当行は積立日に第4条に基づき積立処理を適宜実行する時点において、お客さまの円普通預金口座の残高が個別積立設定に定められた積立金額に満たない場合、当行は引落としおよび外貨購入を行いません。また、同一の積立日に複数の個別積立設定がある場合、上記積立処理を行う時点でお客さまの円普通預金口座の残高が個別積立設定に定められた積立金額の合計額に満たない場合には、いずれの積立てを実行するかは当行の任意とします。

**(3) 積立購入上限レートを超える場合**

当行所定の時点の為替レートがお客さまの指定した積立購入上限レートを上回る場合は外貨購入を行わないものとします。

**(4) 通貨単位未満の場合**

積立金額購入できる外貨が通貨単位未満である場合には外貨購入を行わないものとします。

## 第6条 取引明細の通知

本サービスの取引明細は当行所定の画面にて通知するものとします。

## 第7条 設定内容の変更

1. お客さまは、積立金額、積立購入上限レート、メモを当行所定の手続きにより変更いただけます。ただし、手続きの時期によってはその直後の積立は変更前の設定内容で実行される場合があります。
2. 設定済みの個別積立設定に係る積立てを行う通貨、積立日を変更する場合は、当行所定の方法にて該当する個別積立設定申込の解除を行ったうえで、ご希望の通貨、積立日を指定し新たに個別積立設定を申込みすることにより、お手続きいただけます。
3. 本条第1項、第2項における変更手続きによる当該設定内容については、当行所定の照会画面にて必ずご確認ください。

## 第8条 サービスの利用停止

1. お客さまは、個別積立設定の一部またはすべてを一時的に停止いただくことはできません。
2. 当行が必要と判断した場合には、当行はお客さまに事前に通知し、またやむをえない場合には通知することなく、積立設定の一部またはすべてを停止することができるものとします。

## 第9条 サービスの解除

本サービスは次の各号のいずれかに該当した時に解除されるものとします。

- (1) お客さまが当行所定の手続により本サービスの解除を申し出たとき
- (2) お客さままたは当行がすべての取扱口座の解約を申し出たとき
- (3) お客さまについて相続の開始があったとき
- (4) 届出事項の変更を怠るなどお客さまの責めに帰すべき事由により、当行においてお客さまの所在が不明になったとき
- (5) 当行が本サービスを営むことができなくなったとき
- (6) やむを得ない事由により当行が本サービス解除を申し出たとき

- (7) お客さまが本サービス、外貨普通預金にかかる規約または契約締結前交付書面の変更内容に同意する手続きを完了しないとき
- (8) 特定の個別積立設定に関して、残高不足等により連続して3回、当該個別積立設定に関する積立てが実行できない申込みがあった場合、当行は当該個別積立設定を解除します。
- (9) 個別積立設定申込後、180日間、当該個別積立設定に関して1度も実行できない申込みがあった場合、当行は当該個別積立設定を解除します。
- (10) 前号以外の事由により、当行が必要と判断した場合には、当行はお客さまに事前に通知し、またはやむを得ない場合には通知することなく設定済みの個別積立設定の一部またはすべてを解除することができるものとします。

#### 第10条 規約の準用

- 1. 本サービスに関し、この規約に定めのない事項については、じぶん銀行取引規約等当行の他の規約の定めを準用します。
- 2. この規約において使用する用語の意味は、特に指定のない限り当行所定のじぶん銀行取引規約において定義した内容に従うものとします。

#### 第11条 規約の変更

当行は、この規約の内容を変更する場合があります。その場合には、当行は変更日および変更内容を当行ウェブサイトへ掲示することにより告知し、変更日以降は変更後の内容により、取扱うものとします。

以上